

保険金のお支払状況について

2024年度下半期 第三分野の保険金お支払状況は次のとおりです。

保険金のお支払件数 及び お支払対象外件数の内訳

(単位：件)

		長期所得補償保険・就業継続支援保険
お支払件数		797
お支払対象外件数	詐欺取消・詐欺無効	0
	告知義務違反解除	6
	通知義務違反解除	0
	重大事由解除	0
	支払事由非該当	5
	免責事由該当	2
	合計	13

半期毎の時系列推移表

(単位：件)

		お支払件数	お支払対象外件数
2019（令和1）年度	上半期	231	10
	下半期	261	8
2020（令和2）年度	上半期	379	12
	下半期	367	9
2021（令和3）年度	上半期	456	9
	下半期	529	9
2022（令和4）年度	上半期	698	7
	下半期	712	9
2023（令和5）年度	上半期	779	8
	下半期	856	12
2024（令和6）年度	上半期	780	5
	下半期	797	13

支払責任開始日以前に就業障害が終了した件は、保険金請求権の発生以前のご連絡であるため、件数から除外しております。

「保険金のお支払対象外件数」の内訳に関する用語解説

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、保険契約が取消または無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことにより、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	支払責任開始日以前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免責事由該当	被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。